電子保証の導入について

春日井市では、受注者の契約事務における負担軽減及び効率化を目的とし、保証事業会社（東日本建設業保証株式会社等）が発行する契約保証及び前払金保証（中間前払金保証を含みます。）について、保証確認サービス「Ｄ－Ｓｕｒｅ」を介した電子保証の取扱いを次のとおり開始します。

なお、従来どおり保証証書（書面）の提出も引き続き受け付けます。

1　電子保証の利用ができる契約

令和７年２月１日以降に契約締結をする建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務から提出が可能となります。

2　電子保証の手続フロー

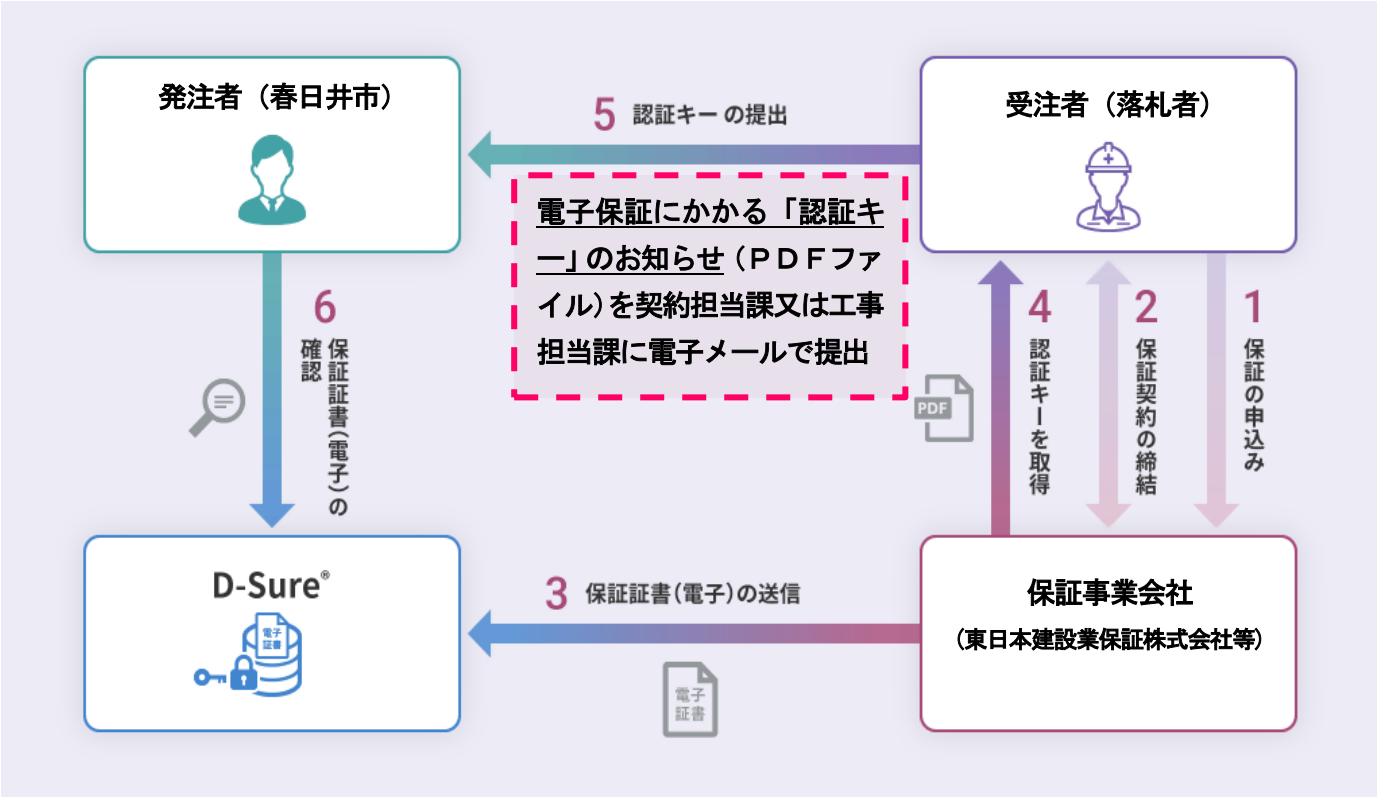

電子保証の申込みをするには電子保証の利用申請が必要です。詳細は、保証事業会社にお問い合わせください。

3　認証キーの提出方法

⑴　提出物及び提出方法

受注者は、保証事業会社が発行する電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ（ＰＤＦファイル）のファイル名を**契約件名**に変更し、電子メールで次の提出先に送ってください。メール件名は「**【認証キー】契約件名**」としてください。（件名例：【認証キー】〇〇工事）

⑵　提出先

ア　契約保証及び前払金保証　➡　契約担当課（契約管理課又は上下水道経営課）

契約日までに提出してください。

メールアドレスは本案内の【問合せ先】に記載しています。

イ　前払金保証のみ　➡　工事担当課

前払金保証のみの場合は、契約担当課で受付しないので、提出先に御注意ください。

メールアドレスは各工事担当課に御確認ください。

4　その他

契約保証のうち、現金納付、金融機関の保証並びに損害保険会社の公共工事履行保証証券及び履行保証保険証券については、従来どおりの取扱いとなります。

【問合せ先】　総務部契約管理課　契約担当
電　話：0568-85-6267
メール：keiyaku@city.kasugai.lg.jp

上下水道部上下水道経営課　庶務担当
電　話：0568-85-6406
メール：suikei@city.kasugai.lg.jp